

## 福島県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項の規定に基づき、県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画の策定等を議会の議決事件として定めることにより、県民の負託を受けた議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った県行政の推進に資することを目的とする。

(議決すべき計画)

第二条 前条に定める県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画は、福島県長期総合計画とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。